

## 勝山市競争入札等参加資格審査申請等 登録項目変更届 記入要領

1. この変更届では、次のとおり登録工種、業種、品目の追加、希望順位の変更のみを申請することができます。社名、代表者、住所、連絡先等の変更は隨時受付しています。（この場合は、別様式での申請となります。）

| 区分           | 変更できること                 | 添付書類  |
|--------------|-------------------------|---|
| 建設工事         | ・工種の追加                  | 経営規模等評価結果通知書<br>※追加する工種に関して、経営規模等評価結果通知書に総合評定値及び年間平均完成工事高が記載されていること。  |
| 建設コンサルタント業務等 | ・業種の追加                  | 事業に対する登録証又は登録証明書の写し   |
| 一般業務委託       | ・業種の追加<br>・登録業種の希望順位の変更 | ・業種の追加にあたり、許可・認可・登録・免許等の提出区分が必須（業種コード表参照）の場合は、それを証明する書類の写し<br>・上記のほか、営業（事業）を行うにつき、法令等により官公署等の許可・認可等を必要とする場合は、それを証明する書類の写し |
| 物品等          | ・品目の追加<br>・登録品目の希望順位の変更 | 営業（事業）を行うにつき、法令等により官公署等の許可・認可等を必要とする場合は、それを証明する書類の写し  |
| 小規模修繕        | ・業種の追加<br>・登録業種の希望順位の変更 | ・業種の追加にあたり、資格・免許等が必須（業種コード表参照）の場合は、それを証明する書類の写し<br>・上記のほか、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それを証明する書類の写し                                 |

※「希望順位」は、業者選定の優先度に影響する場合があります。

2. 登録項目変更届および上記書類を添付のうえ提出してください。
3. 申請期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）の午後5時までとします。申請期間以降の提出、変更は受け付けません。
4. 登録項目変更届の内容について審査した後、登録項目変更の適用を令和8年4月1日とします。
5. 各区分で重複登録がある場合は、各区分、別々に提出してください。
6. 郵送により提出してください。

【担当】〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番1号  
 勝山市役所 財政課 契約検査係  
 TEL 0779-88-8130 / FAX 0779-88-1119  
 E-mail: keiyaku@city.katsuyama.lg.jp  
 WEB かつやま URL: <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>  
 入札・契約に関することは、ホームページにてお知らせします。

